

和食とは

—無形文化遺産としての「和食」の定義からみるその姿—

寛 博ルテール

はじめに

十年ほど前の二〇一三年、食文化としての「和食」は国際連合教育科学文化機関（通称…ユネスコ）に無形文化遺産として認定された。これにより「和食」は、ユネスコの管理する「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録されることになった。このことは具体的に何を意味するのだろうか。

この一覧表に登録された無形文化遺産は、「社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与える」ものであり、同時に「文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長する」ものだとされる。そしてそのような大切な文化は、人類が共通して保護すべき財産であるという証明にもなる。⁽¹⁾つまり、「和食」は世界中の人々が日本人と共に守るべき伝統文化として、ユネスコから「お墨付き」を受けたということになったのだ。

これまでにユネスコが、「国の食文化」を包括して無形文化遺産に認定した件数は、決して多くはない。フランス、メキシコ、そして日本の三例だけである。その一方で、その国の全国民が日常的に食する「料理」とそれ

にまつわる文化を認定したものは比較的多く、例えば韓国のキムチやイタリアのピザ、ウクライナのボルシチなどがある。このケースは特に最近十年間で増えており、それ以前の倍以上の伝統的な料理や飲み物が認定されている。

さて「和食」が無形文化遺産として認定されたことは、日本にとって間違いなく誇らしいことではあるが、実際にこの文化を有する私たち自身がその内容の理解についてさらに推し進めれば、より有意義なものになるであろう。日本の食文化のどのようなところが評価され、保護すべき文化遺産として相応しいものと認められたのだろうか。またこの認定のにおいて、「和食」というものがどのように認識され、定義されているのだろうか。十年という節目を迎えた今、私たちが日々接する文化であり、同時に生きるための原動力である「和食」について、この無形文化遺産への申請と認定、そしてそこにおける定義などを通して、改めて考えてみたい。

ユネスコによる「和食」

ユネスコの「無形文化遺産」の認定は、ユネスコ側が自発的にするものではなく、まずは申請者側（一般的にはその伝統文化を有する国家）からユネスコへ申請することから始まる。そしてその申請書にはその文化遺産の名称、つまりタイトルがつけられる。この「和食」ももちろんその手順通りであったのだが、その最終的な名称にまつわり、ちよつとしたズレが生じている。筆者はこのズレが微妙に無形文化遺産の評価に影響し、また結果的にそれは意図せず「良い」方向へ影響したと思うので、まずはそのことについて触れてみたい。

ユネスコはどのように「和食」を定義し、紹介しているのだろうか。